

# 市民参画と協働のまちづくり まちづくりルールが変わります。 広見東

市は「市民参画と協働のまちづくり条例」を活用し、市民と市と事業者が協働でまちづくりを進めています。  
 広見東まちづくり協議会は、平成18年にこの条例によるまちづくり計画の認定を受け、4つのまちの将来像に向け積極的なまちづくり活動を展開しています。今回、その活動の1つにあたる「みんなで守ろう! 広見東部地域のまちづくりルール」の見直しを行いました。  
 また、市はこのルールの改訂に合わせてこの地域に特定用途制限地域を指定します。2つの制度が、4月1日から始まります。

## 広見東まちづくり計画

### 4つのまちの将来像

「人と自然が調和した 暮らしやすいまち」

- 農と住が調和したやすらぎのあるまち
- みんなが安心・便利に暮らすことができるまち
- 花いっぱい緑いっぱいの快適なまち
- 歴史・文化を通じたふれあい(交流)のあるまち



広見東まちづくり計画書



広見東まちづくり協議会  
会長 伊佐治 昭男さん

「広見東にまちづくりルールあり」と言われるぐらい、すっかり定着した感のある地域のルールです。今回、運用5年に当たり、より地域に合った使いやすいルールを目指して改訂を行いました。新しいルールを活用し、より住みよい東部を目指してまちづくり活動を進めていきたいと思ひます。皆様のご理解ご協力をよろしくお祈ひします。

みんなで守ろう!  
広見東部地域のまちづくりルールとは?

広見東部のまちづくりルールは、東海環状自動車道路の建設計画が持ち上がった事がきっかけとなり、「自分たちのまちは、自分たちで」という住民の熱い思いと行政が一緒になり協働でつくりあげた「みんなでつくり、みんなで守る」地域のルールです。平成16年から運用が開始され、平成18年には、まちづくり条例により認定された広見東まちづくり計画のひとつとなりました。  
 土地の利用計画に始まり、建築物の用途、建築物の高さ、色、看板、緑化、垣・さくなどに関する全部で11のルールがあります。  
 運用が開始され今年で5年になりますが、地域の皆さんの熱心な活動と協力によりこの地域のいたる所でルールの効果が表れ、美しいまち並みが実現しています。

まちづくりルール 今回ここが変わります!

今回、広見東まちづくり協議会は、ルール運用開始5年に当たり、より地域に合ったルールを目指して改訂を行いました。

平成19年から現ルールの見直しを検討し、昨年8月に説明会を4回、また9月には条例に基づいた関係者の意向調査を実施しました。

今回のルール改訂では、次の点が変わります。  
 商業施設などを計画的に誘導する区域と、農地として利用する区域を分かりやすくします。制限する建築物の用途を変更し、特定用途制限地域を指定します。(下記参照)  
 屋外広告物や敷地の緑化のルールを変更し、緑と安らぎを増やします。  
 これら3点を変更し、「人と自然が調和した暮らしやすいまち 東部」のより一層の実現を目指します。



景観に配慮して立てられた集合看板



広見東部地域のまちづくりルールブック

まちづくりルールの改訂に合わせて  
特定用途制限地域を指定します!

市は、今回のまちづくりルールの改訂に合わせて、このルールの効果をより高めるために、この地域に特定用途制限地域を指定します。

特定用途制限地域とは?

地域の良好な環境の形成や保全のために好ましくない建築物を制限するものです。これらを条例で定めることにより、違反する建築物は建築ができなくなります。

特定用途制限地域を定める区域

今回定める区域は、広見東部地域(住居表示「瀬田、柿田、淵之上、平貝戸、石森」の全域)になります。ただし、花フェスタ記念公園および保安林は除きます。

建築を制限される特定の建築物等は?

次に掲げる建築物等が制限されます。  
 危険性や環境を悪化させる恐れのある一定規模以上の工場、貯蔵施設など  
 ホテル、旅館  
 風俗施設(性風俗店、パチンコ屋など)  
 畜舎(床面積が15㎡を超えるもの)

4月1日から条例施行します!

この地域のまちづくりにおいて、特に影響を及ぼすと考えられるこれら特定の建築物を法律に基づき規制するために、市は4月1日から「可見市特定用途制限地域にかかる建築物等の制限に関する条例」を施行します。  
 違反者には罰則が適用されることになり、同日から右に掲げる「の建築物は建築できなくなります。」

市民参画と協働のまちづくりを目指して!

市は「市民参画と協働のまちづくり条例」を活用し、市民と市と事業者が協働でまちづくりを進めています。

協働とは、それぞれお互いの立場を尊重し、話し合い、協力しながらまちづくりを進めていくことです。

今回は、ルールの効果をより高めるために、地域のみなさんのルール改訂に合わせて特定用途制限地域指定という法整備を行いました。

このようにそれぞれの地域の特性にふさわしい制度を選択し、より地域に即したまちづくりの推進を市民と協働で図っていきたくと考えています。



違反屋外広告物除却活動の様子



問合先  
 まちづくり推進課(まちづくり条例に関すること)  
 都市計画課(ルールの内容、特定用途制限地域に関すること)